2　申請の時期
⑴　文書郵送方式　平成23年１月４日から同月31日まで（当日消印有効）。
⑵　文書持参方式　平成23年１月４日から同月31日までの毎日、10時から17時まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。
⑶　インターネット方式
ア　パスワード申込受付期間　平成22年11月30日まで。
イ　入力プログラムダウンロード期間　平成23年１月14日まで。
ウ　申請用データ受付期間　平成22年12月１日から同23年１月14日まで。
エ　アドレス
https://www.pqr.mlit.go.jp
オ　システム稼動時間　平日の９時から17時まで。休日の終日及び平日の17時から９時までの間は、システム運休。
なお、上記⑴、⑵及び⑶の期間後の申請については、後記10の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
ア　文書により申請する者は、別途、法務省ホームページにおいて掲示するので、希望する者は、同ホームページから入手することができる。
イ　インターネットを使用して申請をする者は、前記２の⑶のエに掲げるアドレスにアクセスし、平成22年11月30日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて、同23年１月14日までに申請用データの作成に必要なプログラムをダウンロードして得るものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請は、次に掲げるア又はイのいずれかの方法により提出するものとする。
ア　文書により申請する者は、次の場所に、⑶のア又はイの申請書類を、郵送又は持参するものとする。
法務省大臣官房施設課経理係　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１
電話03―3580―4111（内線2249又は2265）
イ　インターネットを使用して申請をする者は、前記２の⑶のエに掲げるアドレスにアクセスし、前記⑴のイにおいてダウンロードして得たプログラムを用いて作成した申請用データを送信するものとする。
⑶　申請書類
ア　建設工事に係る申請
ａ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）、ｂ　工事経歴書、ｃ　営業所一覧表、ｄ　総合評定値通知書（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期受付は平成21年６月30日以降のもの、後記10の随時受付は申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。）の写し、ｅ　工事分割内訳表、ｆ　共同企業体等調書、ｇ　経常建設共同企業体協定書、ｈ　納税証明書
イ　測量・建設コンサルタント等に係る申請
ａ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）、ｂ　測量等実績調書、ｃ　技術者経歴書、ｄ　登記事項証明書、ｅ　登録証明書、ｆ　財務諸表類、ｇ　営業所一覧表、ｈ　業態調書、ｉ　納税証明書
⑷　申請書類の作成に用いる言語等
ア　申請書類は、日本語で記載するものとし、外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を添付すること。
イ　申請書類の金額表示は邦貨額によるものとし、外国貨幣によるものについては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算して記載すること。
⑸　その他　資格審査の申請事務は、委任状に基づき日本国内に居住する者に委任することができる。
4　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第70条の規定に該当する者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　令第71条第１項各号の一に該当する者（以下「該当者」という。）で、その事実があった後２年を経過していない者及び該当者を代理人（入札代理人を含む。）、支配人、その他の使用人として使用する者
⑶　申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者
⑷　経営状況が著しく不健全であると認められる者
⑸　建設工事を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条に規定する許可を受けていない者
⑹　測量を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条に規定する登録を受けていない者
⑺　建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、営業に関し法律上必要な資格を有していない者
5　競争参加者の資格審査及び資格
⑴　前記４の⑴から⑺のいずれかに該当する者については、競争参加資格がないものと認定する。
⑵　⑴を除く者については、次のとおり資格審査を行う。
ア　建設工事　ａからｅの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに高点順に配列の上、等級の区分を設けている業種区分については、高点順に等級を付して、競争参加資格を認定する。
ａ　年間平均完成工事高
ｂ　経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）
ｃ　経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、総資本売上総利益率、売上高経常利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュ・フローの額、利益剰余金の額）
ｄ　技術力（技術職員数、年間平均元請完成工事高）
ｅ　その他（労働福祉の状況、営業年数、建設業の経理に関する状況、法令遵守の状況、防災協定締結の有無、研究開発費の額）
イ　測量・建設コンサルタント等　ａからｃの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに競争参加資格を認定する。
ａ　年間平均実績高
ｂ　経営規模（自己資本額、技術職員の数、技術職員以外の職員の数）
ｃ　経営状況（流動比率、自己資本固定比率、純資本純利益率、営業年数）
6　会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者等の取扱い
建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、別に定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。
なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することはできない。
7　国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い
建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第４項及び第６項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者は、当職が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。
8　資格審査結果の通知
「資格決定通知書」により通知（郵送）する。
9　競争参加資格の有効期間
平成23年４月１日から同25年３月31日までとする。
なお、後記10の随時受付の場合は、資格認定の日から平成25年３月31日までとする。
10　随時受付
随時の参加資格の申請は、平成23年４月１日以降、申請書類の郵送又は持参（休日を除く毎日、10時から17時まで）にて受け付ける。
11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
申請書類の提出場所に同じ。